

# 共同輸送・中継輸送実装研究会 規約

令和5年3月15日

令和5年7月18日改定

## (名称)

第1条 本研究会は、共同輸送・中継輸送実装研究会（以下「研究会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 研究会は、道北地域における持続可能な物流システム構築に向けた共同輸送・中継輸送の実証実験が、計画的かつ効率的な準備・検討の推進が図られるよう、必要な検討と調整を行うとともに、本格運用に向けた課題の検討を行うことを目的とする。

## (事業)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会会議の開催
- (2) 共同輸送・中継輸送の実証実験の調整
- (3) 共同輸送・中継輸送の実証実験
- (4) 共同輸送・中継輸送の本格運用に向けた課題検討
- (5) 道北の産業・社会情勢を踏まえた取組の検討

## (座長)

第4条 研究会に座長を1名置く。

- 2 座長は、研究会の議事運営を統括する。

## (構成)

第5条 研究会は、本研究会の目的に賛同する会員により構成する。

- 2 本研究会に入/退会しようとする者は、書面により申請を行い、座長の承認を受けるものとする。  
なお、退会申請は任意の書式とする。
- 3 本研究会は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力の入会を認めない。

## (会費)

第6条 会費は無料とする。

## (除名)

第7条 会員が研究会の設立の趣旨に著しく違反した行為をなし、又は研究会の名誉を著しく毀損する行為があった際は、会員の総意によって、当該行為者を除名させることができる。

(守秘義務)

第8条 会員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、退会後も同様とする。

(研究会の公開について)

第9条 研究会は、原則公開にて開催するものとする。なお、会議の内容により非公開とする場合がある。

(研究会の運営)

第10条 座長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料の提出及び会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて研究会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第12条 研究会の事務局は、名寄商工会議所、名寄市総合政策部、北海道開発局が行う。

文書番号：

## 共同輸送・中継輸送実装研究会 参加申請書

申請日：

所属：

氏名：

下記の通り、共同輸送・中継輸送実装研究会への参加を申請します。

企業名			
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-mail			
参加目的			
備考			

ご確認の上、チェックボックスに  
チェックをお願いします。

当機関は暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、  
総会屋その他の反社会的勢力ではありません。

組織名等	
<b>【有識者】</b>	
北見工業大学 地域未来デザイン工学科・社会インフラ工学コース	教授 高橋 清◎
小樽商科大学 グローカル戦略推進センター産学官連携推進部門	教授 岸本 稔
北見工業大学 地域マネジメント工学コース	准教授 三枝 昌弘
<b>【事業者】</b>	
道北圏域ロジスティックス総合研究協議会	
北洋銀行名寄支店	
旭川物流株式会社	
五十嵐運輸株式会社	
株式会社ウェーブ	
エア・ウォーター物流株式会社	
有限会社おさ	
海王食品株式会社	
佐川急便株式会社 北海道支店	
有限会社名寄トラック	
日本通運株式会社 名寄支店	
北海道物流開発株式会社	
北旭物流株式会社 旭川営業所	
有限会社真嶋食品	
株式会社マルゴ福山水産	
都運送株式会社	
ヤマト運輸株式会社	
<b>【行政機関】</b>	
北海道運輸局	
北海道運輸局旭川運輸支局	
北海道開発局旭川開発建設部	
北海道	
北海道上川総合振興局	
名寄商工会議所	(事務局)
名寄市総合政策部	(事務局)
北海道開発局	(事務局)
(令和5年3月15日現在)	